

ID: 74

担当部署: 市民生活部 国保年金課

<b>処分の概要</b>	保険料の督促手数料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市後期高齢者医療に関する条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成20年条例第6号		
<p><b>【基準】</b>  第5条の規定による。  (保険料の督促手数料)  第5条 保険料の督促手数料は、督促状一通について、100円とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 75

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第6号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び附則第2条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第6号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条から第9条までの規定による。</p> <p>第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第8条 真岡市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（真岡市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市国民健康保険条例 第13条から第15条まで		
例規番号	昭和40年条例第37号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条から第16条までの規定による。</p> <p>第13条 真岡市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 真岡市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 真岡市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第16条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日